

議案第 1 2 1 号

川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「については」を「であるとき、又は災害その他非常の場合において、法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者（本市を除く。）若しくは当該水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置の工事（管理者が別に定めるものに限る。）を施行する必要があると管理者が認めるときは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

災害その他非常の場合において、本市以外の水道事業者及び当該水道事業者が指定をした給水装置工事の事業者が本市の区域内の給水装置に係る工事を行うことができることとするため、この条例を制定するものである。